


平成23年度 税制改正大綱の主な事項 (厚生労働省関係)

平成22年12月
 厚生労働省

問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
伊藤洋平、宮邊香奈
(代) 03-5253-1111 (内線7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
飯田剛、桐石邦生
(代) 03-5253-1111 (内線7992)

厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

- 雇用促進税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の確保

- 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続（事業税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ【検討事項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

良質な介護サービスの確保・障害者支援の総合的な推進

- 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制・ 7
- 譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

信頼できる年金制度に向けて

- 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

雇用促進税制の創設 (所得税、法人税、法人住民税)

① 雇用促進税制の創設

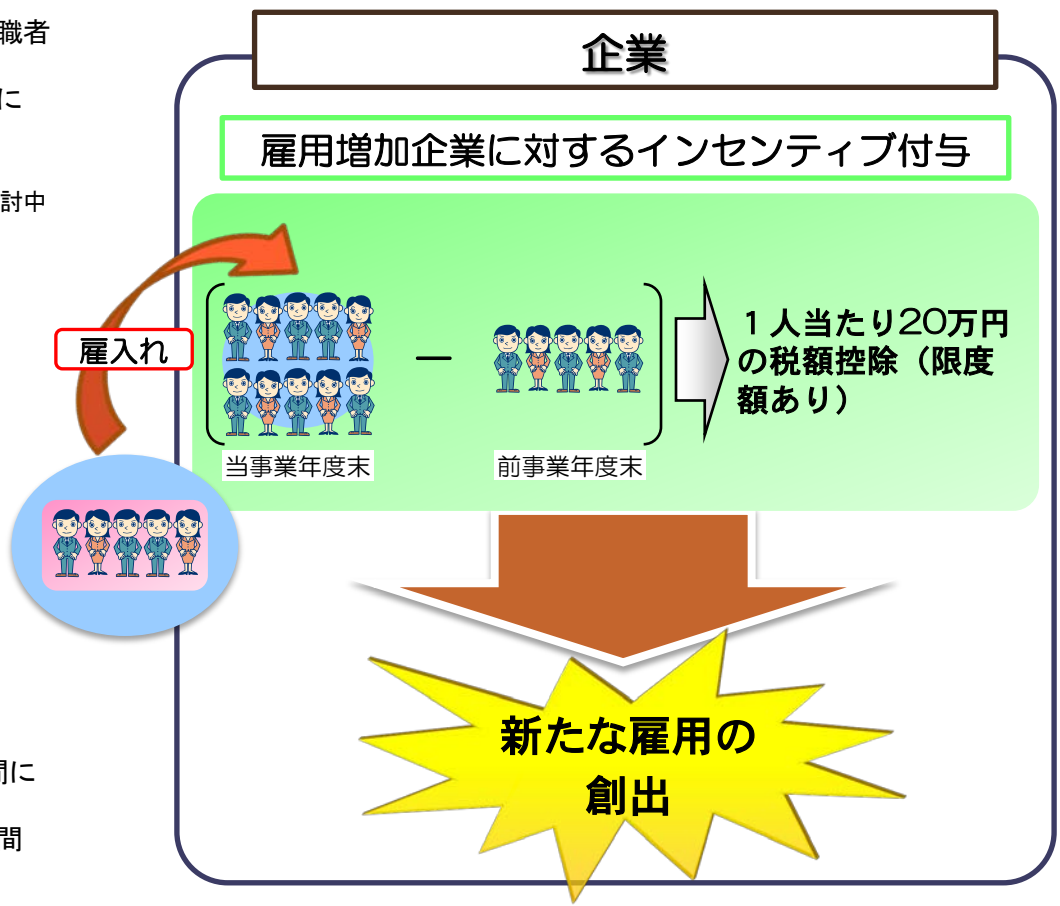
雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等を創設。
5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除

- ①適用要件：
- ・ 事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・ 当事業年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・ 当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
 - ・ 政令で定める事業の事業主であること
- ⇒ 風俗営業等以外の事業を営む事業主を対象とすることを検討中

- ②要件確認：以下の確認方法を検討中。
- ・ 企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画（仮称）を作成し、ハローワークへ届出。
➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・ 事業年度終了後、ハローワークは、雇用促進計画の雇用増加等の状況を確認する予定。
 - ・ 企業は確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用（ディーセントワーク）」を確保

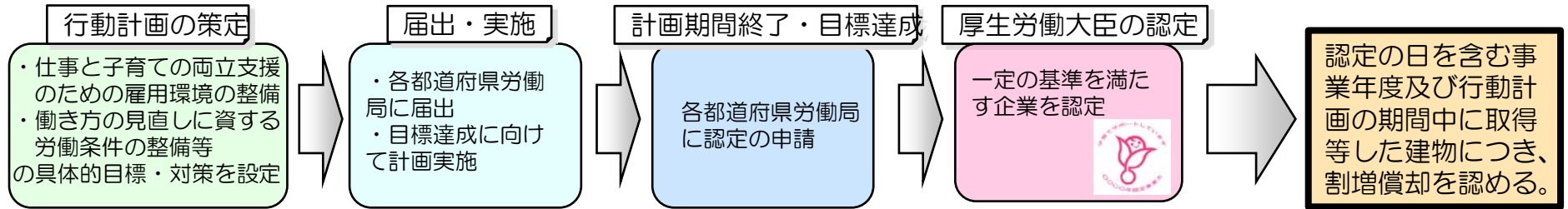
③措置内容：雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）

④適用期限：〔法人〕平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
〔個人〕平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年



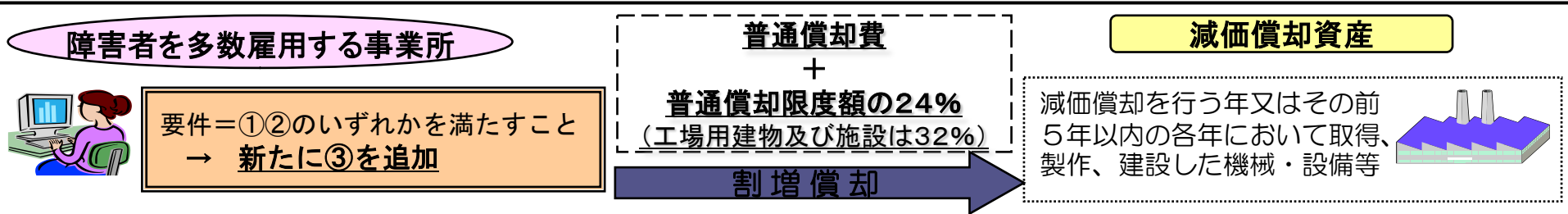
② 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度の創設

新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業について、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間中に新築・増改築をした建物について、32%の割増償却を認める。



③ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長・拡充

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年間延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。



- ① 従業員に占める障害者雇用割合が50%以上（※1）
- ② 従業員に占める障害者雇用割合25%以上（※1）かつ障害者を20人（※1）以上雇用
- ③ 20人以上（※2）障害者を雇用し、かつ雇用障害者数に占める重度障害者（※3）の割合が50%以上（※2）（法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。）

※1：ダブルカウントあり（短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント）

※2：ダブルカウントなし（短時間労働者は1人を0.5人とカウント）

※3：重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

内容

社会保険診療報酬等に係る事業税の特例措置を存続する。なお、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間議論し、結論を得る。

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 【医療法人等】	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

内容

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器の種類と償却率を見直した上で適用期限を延長する。

① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、償却率を12%に引き下げた上で2年間延長する。

（～平成25年3月31日）

（対象機器例）

超電動磁石式全身用MR
内視鏡
セントラルモニタ
全身用X線CT診断装置 等

（見直し機器例）

汎用心電計
手術用顕微鏡 等



② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、償却率を16%に引き下げた上で、2年間延長。

（～平成25年3月31日）

（対象機器）

人工呼吸器（警報機能付き）
シリンジポンプ（警報機能付き）、
生体情報モニタ（人工呼吸器との同時設置に限る）
自動錠剤分包機
調剤誤認防止装置
分娩監視装置

（見直し機器）

生体情報モニタ連動ナースコール制御機
注射薬自動払出機
医療情報読取照合装置
特殊寝台



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・たばこ地方税)

内容

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

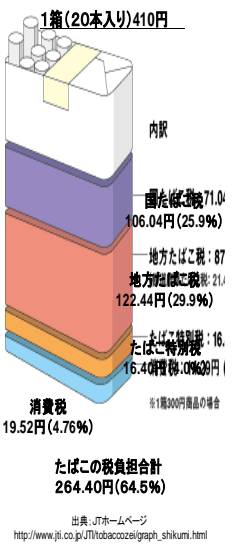
		主要国の喫煙率				
国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

出典: たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成21年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている
- (参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典: たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
日本: 平成16年6月批准、平成17年2月発効。
(締約国数: 172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間: 2000~2012)

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。
【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設（所得税、個人住民税）

内容

パブリック・サポート・テスト（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上）等の基準を満たした社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、その寄附金について、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする。

制度の概要

★所得税

次の要件を満たす社会福祉法人に対して、個人が寄附を行った場合、その寄附金額は所得控除又は税額控除の対象となる。

- 要件1：認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テストと同等の要件（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上、又は総収入金額に占める寄附金収入の割合が5分の1以上）
- 要件2：認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

<所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円
を所得から控除



<税額控除の場合>

(寄附金額 - 2千円) × 40%
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

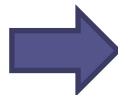
※平成23年分以後の所得税について適用

★個人住民税

個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

(現 行)

(寄附金額（所得の30%が限度） - **5千円**) × 10%
を個人住民税額から控除



(改正後)

(寄附金額（所得の30%が限度） - **2千円**) × 10%
を個人住民税額から控除

※平成24年度分以後の個人住民税について適用

内容

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、床面積の要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

サービス付き高齢者住宅（仮称）の必要性

新成長戦略

【観光立国・地域活性化戦略】

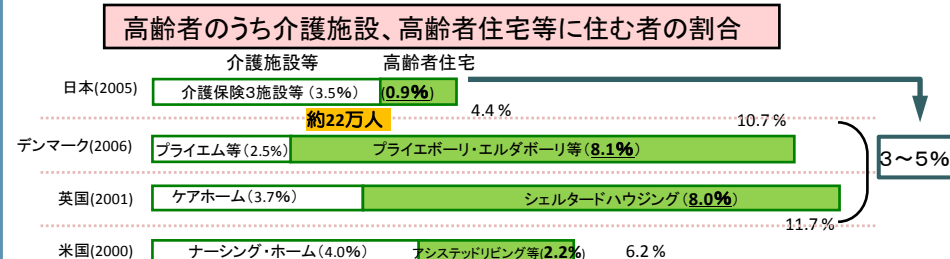
～ストック重視の住宅政策への転換～

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）

○生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大

2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。（国交省成長戦略）



現行制度

高齢者向け優良賃貸住宅の新築等をした場合

- ★所得税・法人税：5年間2.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：2.8割増償却）
※生活支援施設付きの場合は、4.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：5.5割増償却）
- ★固定資産税：5年間2／3を減額
- ★不動産取得税：《高齢者向け優良賃貸住宅の特例はない》
 - ①新築住宅を取得した場合、
課税標準から一戸につき1,200万円を控除
 - ②新築住宅に係る土地を取得した場合、
税額から150万円又は住宅の床面積の2倍までの土地価格に税率を乗じて得た額を減額

改正後

サービス付き高齢者住宅（仮称）の新築等をした場合

- ★所得税・法人税
〔軽減措置〕5年間2.8割増償却
耐用年数35年以上のもの：4.0割増償却
- 〔要件〕床面積（25㎡以上／戸）（専用部分）等
- ★固定資産税
〔軽減措置〕現行のまま
- 〔要件〕床面積 30㎡以上／戸（共有部分含む）等
- ★不動産取得税
〔軽減措置〕現行のまま
- 〔要件〕床面積 30㎡以上／戸（共有部分含む。）等

譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

(所得税、法人税、個人住民税)

内容

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

現行

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

収用証明書がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

改正後

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターとの均衡が図られる。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

内容

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していない適格退職年金の円滑な移行促進策の検討など、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

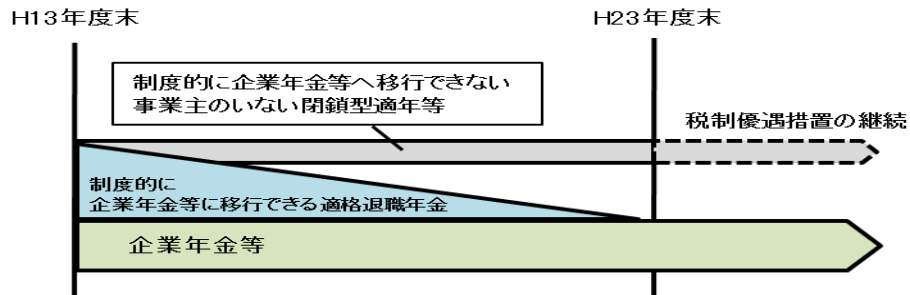
○適年の廃止

- ・適年は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成13年度に、10年の経過期間を設けて、廃止が決定しており、平成23年度末にその期限を迎える。
 - ・廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決めており、引き続き、企業年金等への移行を進める必要がある。
- 関係省庁(※)において、企業年金等へ未移行の適年の円滑な移行促進策の検討などの取組みを進める。
(※)財務省、金融庁、経済産業省、農林水産省、中小企業庁

○企業年金等に移行できない適年の取扱い

- ・しかしながら、ごく一部（約百件程度）の適年は、制度的に企業年金等へ移行できない(※)ことから、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後（平成24年度以降）も継続。

(※)企業倒産等の理由で事業主がいなくなり、受給者のみで構成された適年(いわゆる、閉鎖型適年)等。



対象税制

- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

内容

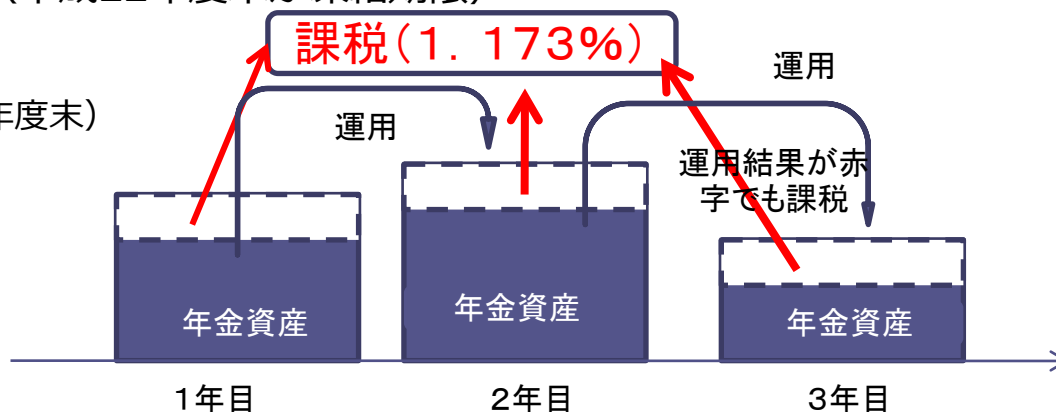
企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税課税の停止措置について延長する。

制度の概要

- 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時：非課税、資産運用時：特別法人税（※）による課税、給付時：課税（ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象）となっている。
（※）特別法人税：掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅利息相当分を課税するという考え方に基づき、積立金全体に対して1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）の税が課される。
- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税（※）は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中。（平成22年度末が凍結期限）

<課税対象となる積立金の状況>（平成21年度末）

- ・確定給付企業年金：約40兆円
- ・確定拠出年金：約5兆円等



3年間（平成25年度末まで）の課税停止措置の延長